

### 第1問

Aは、これらの事情を新聞報道ではじめて知ったので「善意」である。Aとしては、弁済してしまった10億円をBの個人資産から回収することは見込めないことから、Bへの保証債務の履行請求をする以外の措置を検討せざるを得ない。

(小問1について) Gとの関係では、保証契約の錯誤無効(民法95条)、または、賭博資金のための違法な融資であったこと(公序良俗違反)を理由とする(動機の不法)保証契約の無効を主張し(民法90条)、連帯保証人としての代位弁済には法律上の原因がなかったとして、その全額が不当利得にあたるとして、返還を請求していくことになる(民法703,704条)。

(小問2について) B個人に対する不法行為損害賠償請求が考えられる(民法709条)。Bに対して求償債務の保証債務の履行を求めることは、小問1との関係で矛盾しないか。また、B個人の資産は10億円に満たない点をどう克服するか。Cに対する不当利得返還請求権・不法行為損害賠償請求権の代位行使(民法423条)なども考えられる。

### 第2問(1)

担保権に関する基本的な理解を問う問題である。

BとCの間では、Cが質権を善意取得しているか、BはCに対してどのような請求ができるか(自己への返還を求められるか・Aへの返還を請求できるに過ぎないか)、BとAの間では、損害賠償できるか(履行期との関係、賠償額の算定)、増担保請求等が論点として想定される。

### 第2問(2)

民事訴訟法において、主観的併合の基本的理解を問う趣旨である。

①では、これが通常共同訴訟であること、通常共同訴訟であっても証拠共通の原則が働くことにより、事実認定は合一になる旨を確認する問題である。このような認識が、②において同時審判の規律(弁論分離の禁止)を施せばBの両負けを防止できることの大前提となる。

②では、弁論分離を許さない方法として、主観的予備的併合によることと同時審判申出訴訟にすることの可否、本件では後者が考えられるが、その要件につき検討させることを目的とする問題である(なお、これが認められるかどうかは、A及びCに対する請求が実体法上両立するかどうかに係っており、(1)の答えと関係してくる)。